

船舶インシデント調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和3年3月18日 17時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市野母 ^の 埼北西方沖 大立 ^{おおたてがみ} 神灯台から真方位312° 1,120m付近 (概位 北緯32° 34.4′ 東経129° 43.9′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{いく} 郁丸は、帰航中、燃料不足で主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月22日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 郁丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	292-38437長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣り場を出発して帰航中、主機が停止した。</p> <p>船長は、燃料タンクの燃料がなくなっていることを認めた後、118番通報を行い、本船は、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会の所属船にえい航された。</p> <p>船長は、出航前に燃料タンクの残量が5分の1程度であることを確認していたが、ふだんと同じ釣り場であれば航行可能であると思い、補給を行わないまま出航した。</p> <p>船長は、ふだんよりも頻りに釣り場を移動したので、予想以上に燃料を消費してしまったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、船長がふだんと同じ釣り場までの往復であれば航行可能であると思い、燃料タンク5分の1程度の燃料で出航し、頻りに釣り場を移動して予想以上に燃料を消費したことから、燃料タンクが空になって主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船長がふだんと同じ釣り場までの往復であれば航行可能であると思い、燃料タンク5分の1程度の燃料で出航し、頻りに釣り場を移動して予想以上に燃料を消費したため、燃料タンクが空になって主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 小型船舶の船長は、出航する際には十分な燃料を積載し、航行中、燃料の残量を把握すること。